
平成29年 第1回(定例)吉賀町議会会議録(第7日)

平成29年3月21日(火曜日)

議事日程(第7号)

平成29年3月21日 午前8時56分開議

- 日程第1 議案第36号 平成29年度吉賀町水道事業会計予算
日程第2 議案第28号 平成29年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
日程第3 議案第29号 平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
日程第4 議案第30号 平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
日程第5 議案第31号 平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
日程第6 議案第32号 平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
日程第7 議案第33号 平成29年度吉賀町下水道事業特別会計予算
日程第8 議案第34号 平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
日程第9 議案第35号 平成29年度吉賀町一般会計予算
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第36号 平成29年度吉賀町水道事業会計予算
日程第2 議案第28号 平成29年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
日程第3 議案第29号 平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
日程第4 議案第30号 平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
日程第5 議案第31号 平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
日程第6 議案第32号 平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
日程第7 議案第33号 平成29年度吉賀町下水道事業特別会計予算
日程第8 議案第34号 平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
日程第9 議案第35号 平成29年度吉賀町一般会計予算
-

出席議員(11名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 桑原 三平君 | 2番 大多和安一君 |
| 3番 三浦 浩明君 | 4番 桜下 善博君 |
| 5番 中田 元君 | 7番 河村 隆行君 |
| 8番 藤升 正夫君 | 9番 河村由美子君 |

10番 庭田 英明君

11番 潮 久信君

12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中谷 勝君	副町長	……………	岩本 一巳君
教育長	……………	青木 一富君	教育次長	……………	光長 勉君
総務課長	……………	赤松 寿志君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	齋藤 明久君	保健福祉課長	……………	宮本 泰宏君
産業課長	……………	山本 秀夫君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	大庭 克彦君	出納室長	……………	谷 みどり君

午前8時56分開議

○議長（安永 友行君） ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

それでは、町長のほうから議案第35号平成29年度一般会計予算の歳入の訂正についての申し出がありましたので、発言を許します。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 皆さんおはようございます。議長にお計らいをいただきまして、おわびを申し上げたいというふうに思っております。29年度の一般会計につきまして、六日市病院の貸付金の償還金に誤りがございましたので、こうして1ページから26ページを差しかえをお願いするという次第でございます。大変不手際で、大変申しわけなく思っておりますが、どうか御容赦いただきますようよろしくお願いいたします。また、詳細につきましては、予算を担当しております総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長のほうから詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） おはようございます。それでは、私のほうから修正になった点をお

諮りをしたいと思います。

歳入予算の25ページをお開きいただきたいと思います。

左側の表ですと上から2行目、19款諸収入3項貸付金元利収入の目3衛生費貸付金収入、節が保健衛生費貸付金収入で、医療法人石州会貸付金収入8,303万8,000円とある部分です。その数字が間違っておりまして、正しくは6,504万4,000円、1,799万4,000円減額が正しい数字でございます。ですので、この部分の修正です。それに伴いまして、歳入のほうが不足をしますので、その不足する財源として、財政調整基金を繰り入れることとしたいということで、23ページのところの17款繰入金2項基金繰入金目1の財政調整基金繰入金、節も同様ですけれども、この繰入金を6,649万1,000円から8,448万5,000円に修正をしたいというものでございます。

変わるのはこの2点です。ですが、関連するところがほかにも出てきますので、予算書自体は、全体で8ページ修正箇所が出てまいります。順番にいきますと、まず2ページのところです。2ページで、これは、第1表、歳入歳出予算の歳入の部分ですけれども、その下のあたりに、款17の繰入金というのがありますけれども、こちらが一番上の合計5億5,806万9,000円が5億7,606万3,000円に変更になります。それから、その2つ下の項の2基金繰入金が5億4,406万9,000円が5億6,206万3,000円に変更になります。それから、一番下の款19の諸収入の合計1億4,989万3,000円が1億3,189万9,000円に変わります。それから、3ページの一番上、項3貸付金元利収入9,896万7,000円が8,097万3,000円に変更になります。この2ページ、それから、続きまして、7ページです。歳入歳出予算、事項別明細書の歳入のところは、款17の繰入金の本年度予算額5億5,806万9,000円が5億7,606万3,000円に変わります。それから、一番右の比較欄、マイナス3,011万3,000円が、マイナスの1,211万9,000円に変わります。それから、その2つ下の項19諸収入、本年度予算額1億4,989万3,000円が1億3,189万9,000円に変更になります。それから、比較欄4,474万8,000円が、2,675万4,000円に変更になります。

続きまして、飛びまして（「歳入合計は変わらないんですか」と呼ぶ者あり）歳入合計は変わりません。（「変わらない」と呼ぶ者あり）はい。今のように、諸収入が減って繰入金がふえますので、差し引きすれば同額です。

それから、次は、23ページです。その款17繰入金項2基金繰入金、先ほど言ったところで、すけれども、財政調整基金のところですが、ここでは、繰入金の表の上の数字がありますけれども、表の上の数字の5億5,806万9,000円が5億7,606万3,000円、その下の5億4,406万9,000円が5億6,206万3,000円、表の上のところは、小さい数字があ

ると思いますけども、17款繰入金のところをずっと横にいつてもらったとこと、2項基金繰入金のところをずっと横にいつてもらったとこにその数字がありますが、そこも変わります。それから、目の1財政調整基金繰入金で、本年度予算額6,649万1,000円が、8,448万5,000円に変わります。比較欄、マイナス1億4,907万6,000円がマイナス1億3,108万2,000円に変更になります。

それから、右側のほうのページの節の1財政調整基金繰入金の6,649万1,000円が8,448万5,000円、一番右側の数字の6,649万1,000円も同様に8,448万5,000円に変更になります。

それから、続きまして、24ページです。17款繰入金で、全く同じようにそこの繰入金のところずっと右にいつていただいて、表の上のところ、5億5,806万9,000円と数字がありますが、こちらのほうが5億7,606万3,000円、それから、基金繰入金の合計の表の上のところの数字が5億4,406万9,000円が5億6,206万3,000円、それから、その表の基金繰入金の一番下の計欄、本年度予算額5億4,406万9,000円が5億6,206万3,000円、それから、比較欄の計欄、マイナス3,011万3,000円が。マイナス1,211万9,000円に変わります。

それから、19款諸収入のところの表の上の一番右の数字ですけども、1億4,989万3,000円が1億3,189万9,000円に変わります。

それから、その下の19款諸収入で、2項町預金利子というのがあります。その数字の諸収入の合計欄、先ほど同様に1億4,989万3,000円が1億3,189万9,000円に変わります。

続きまして、25ページです。これも、表の一番上の表の上の欄外の数字ですけども、諸収入の合計欄が1億4,989万3,000円が1億3,189万9,000円、それから、貸付金元利収入の合計、表の上のところの9,896万7,000円が8,097万3,000円、それから、先ほど言いました目の3衛生費貸付金収入、本年度予算額の欄の8,303万8,000円が6,504万4,000円、それから、比較欄の5,914万1,000円が4,114万7,000円、右側の節の1保健衛生費貸付金収入8,303万8,000円、これが6,504万4,000円、一番右の数字の8,303万8,000円が6,504万4,000円に変更になります。

それから、諸収入貸付金元利収入の目の合計欄、計というのがありますけども、その本年度予算額9,896万7,000円が8,097万3,000円、比較欄の計欄5,231万5,000円が3,432万1,000円に変更になります。

以上が修正となる部分でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課のほうからの経過説明を先に行って、今の説明等でわかりにくいところがあれば質疑をとりますので、お願いいたします。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 改めましておはようございます。このたび、一般会計の予算書に錯誤がございまして大変御迷惑をおかけしました。この間の経緯につきまして、私のほうから御説明を申し上げたいというふうに思います。

まず、時系列で御説明申し上げます。まず、平成27年12月10日なんですけれども、吉賀町長に対しまして、社会医療法人石州会の経営安定化に関する要望書が提出されました。これに基づきまして、27年の12月16日に吉賀町議会総務常任委員会におきまして、六日市病院の経営状況であったり、それから、当該要望書の内容や今後の経営の見通し等について、概要説明を行ってくださいという旨の招致がございまして、私のほうが、27年12月の16日に吉賀町の議会の総務常任委員会において説明を申し上げました。そのときには、借り入れをしている状況の償還表等も添付をさせていただいて、六日市病院の経営状況につきまして御説明をさせていただいたところです。

そのような経緯を受けまして、総務常任委員会のほうでも緊急支援をすべきではないだろうかというような御意見をいただきましたので、保健福祉課のほうとしまして、第2期緊急支援を実施する旨の方針書を策定をいたしました。年内に策定をいたしたところです。それで、その方針書の起案を28年の1月の12日、明けて1カ月後ぐらいになると思いますが、1月の12日に起案をさせていただいたところなんですけれども、その起案のときには、総務課からいただいた償還表は、平成28年から当該年度27年を含めると、27年から46年までの17年間にわたっての償還表でございました。これに基づきまして、我々としても償還額を、貸付金の償還額を決定をしていたところなんですけれども、これに基づいて、2月の17日に開催される吉賀町全員協議会で第2次緊急支援の内容を説明したいというふうに調整をしていたところです。

ところが、担当と、それから総務課の財政のほうのところの協議の中で、償還期日を短いものでいったらどうだろうかということになりました。これは、平成27年から平成34年までということですので、8年ということになります。17年と8年ですから、相当償還の期間が違いますから、当該年度の償還の金額がもう全く変わってきます。最初に12月に我々が全員協議会で説明したいということで提案をしたときの単年度の償還の金額は922万6,470円でした。ですから、この922万6,470円掛ける9年分という格好でもととの予算を組んでおりましたので、これが計算していただければわかるんですけれども、8308038になります。ところが、2月17日に全員協議会にかけたときの償還表は、先ほど申し上げましたように、ぎゅっと凝縮された償還表になりましたので、平成27年から34年までの8年間で、単年度で2,389万7,000円になります。最終年度の34年だけは余りが出ますので、1,725万

円なんですけれども、この2,389万7,000円で御提案をさせていただいて、そのときに御了解をいただいたというふうに我々のほうも判断しましたので、この予算でいこうということになったわけなんですけれども、今回の当初予算で査定をする、入力をする過程の中で、我々のほうが古い資料、12月の資料を使いましたので、単純に事務的な錯誤ということで、そのことに気がつかないまま予算書ができ上がってしまったということです。

これからの再発防止策なんですけれども、当然古い償還表であるとか、そういったものは、我々のほうでもパソコンの中へ残しておくんですけれども、それが、古い償還表であるから、これはもう使ってはいけないという警告が出るようなものを、フォルダーのラベルに何かマーキングをしていくと、新しいものに切りかわっているということが、きちんと目検でわかるような、そういうふうな仕組みを今後導入して、最新のデータがきちっと予算に反映されるような仕組みにしていきたいというふうに思います。これにつきましては、入力をした保健福祉課のほうの問題もありますし、それから、その償還表を総務課のほうからいただいたんですけれども、そのときの査定とか、そういった財政のところとか、そういったところでのまた二重、三重のチェック機能もきちっとしなかったということで、仕組みとしてやはり甘いところがあったというふうに言わざるを得ないと思います。ですから、こういったことが発生しないように、まずは事務方のほうで、エクセルシートが何枚もあるんですけれども、そのエクセルシートがきちっと古いのはもう使ってはいけないというコーションの出るような格好のものにしていくと、それから、今度は、そのコーションが出ているものを、各級のチェックをする部分で、きちっとそれが機能できるような格好に今後はしていきたいというふうに思います。

大変御迷惑をかけたことをおわびを申し上げます、私の説明とさせていただきます。失礼しました。

○議長（安永 友行君） 以上で説明なり、経過説明が訂正箇所は赤松課長のほうからあったとおりのですが、全部で6ページですが、それに伴い合計欄、小計欄等が変更になりましたので、両面印刷もありますので、1ページから26ページまで全て差しかえるということでございます。今まで、両課長が詳細説明した中で質疑等があればお受けいたしますので、質疑を行います。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） こういう貸付金の管理はどのような形で管理されているのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えします。全体のことで申し上げます、総務課長が答えるべきだろうと思うんですが、六日市病院のこの貸付につきましては、総務課が全て管理しております。償還表も全て総務課のほうでつくっております。その償還表を我々のほうがいただいて、

令書といいますか、いわゆる証票、調定を切って歳入を確認するという、そういう仕組みになっております。その他にも貸付金についてはたくさんありますけれども、それについては、私はちょっと承知をしておりますので、答えるところはないというふうに思っています。

以上です。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 貸付金全てそうなんですけども、償還表がそれぞれありますので、償還表に基づいて、原課のほうで調定を起こして納付書を相手の方に送付をして、それでお支払いをいただくと。納期限が大体決まっていますので、3月であれば、その前段、1カ月ぐらい前ということになろうと思いますけども、そういったときに、納付書を発行して納めていただくというような仕組みになっております。償還表は全て総務課のほうで管理しております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 管理されているということですけども、例えば、28年度の予算におきましても、当初で二千三百何万円かを出して、6月の補正で九千五百何万円かの計上をされております。ということは、2,389万7,000円が二重に予算計上をされておりますが、なぜこのような形になったのかということについても、管理の問題としてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。実際に請求するのはそういうことはないと思うんですけども、予算を組む上でその辺の確認を怠っていた、先ほど言いましたけども、原課のほうでやったのを財政のほうでちょっとチェックが漏れておったのがこの要因だろうというふうに思います。大変申しわけなく思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） チェックが漏れたということです。27年度の決算におきまして、備中屋解体における流用の問題でも、これも二重に流用がかけられて、予算をあまらすというようなことも起きています。そういう点からしますと、チェックするという、もう少しどういうふうにそのような間違いが発生しないかということの研究する必要というのが、これまでも何度かあったにもかかわらず、またこのような形で出てきたということについて、もう少し真剣に捉えるべきじゃないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） 全般的なことでございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。今、8番議員のほうからありましたように、27年度の一般会計でもございまして、こうして平成29年度の一般会計の議案の中での錯誤があったということで、大変御迷惑をおかけしたということで、おわびを申し上げたいと思います。

先ほど来、回答なり説明をさせていただきました総務課長、それから、保健福祉課長、説明した内容のとおりでございますが、依然としてこういった事態が続いているということでございます。これまでも再発防止策ということで取り組んでいるわけではございますが、いま一度新年度のところ、庁議のほうで検討させていただいて、全庁的な形でこういった内容でチェックを入れていくのか、そうしたことを再発防止策につきましては改めて検討させていただいて、こういったことが繰り返されないように、万全の体制なりチェック体制をとってまいりたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 23ページの繰入金、基金繰入金、詳細説明でこの財政調整基金繰入金が8,448万5,000円が水道会計というふうになるわけでしょうけど、また、今度は水道会計がまた変わる、訂正するということですか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。今回の分は水道会計には全然変動しませんで、当初予算で組んだ分は水道会計で言う資本費に当たる分なんですけど、その分を6,649万1,000円基金から崩して水道会計へ移すというふうに言いましたけども、今回の分は、もう純然たる基金の繰り入れでして、水道会計に繰り入れるとか、そういったことは一切しません。さっき言った貸付金が減る分に対して基金を取り崩して充てるというふうに御理解いただいたらと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。質疑はないようですが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、両課長から説明があった中で、質疑もありましたので、差しかえることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、異議なしということで、ただいま説明がありました箇所、全部かえますので、1ページから26ページを全てを差しかえると決定をいたしました。各自で差しかえをよろしくお願いいたします。

それでは、ここで一応本会議は休憩に移して、直ちに水道会計のほうの全員協議会を開きます。

午前9時25分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時26分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

なお、谷室長におかれては用務のため退出をされました。報告をしておきます。

日程第1. 議案第36号

○議長（安永 友行君） 日程第1、議案第36号平成29年度吉賀町水道事業会計予算を議題とします。

本案については、質疑は保留してありますので、これを許します。質疑を行います。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 先ほど質問しようと思ったんですが、3条関係の収支というところで、収入と支出では304万円ほど収入のほうが少ないんですが、これは、先ほどの説明でやっぱり減価償却で穴埋めすると、そういうことになるんですか。

○議長（安永 友行君） 早川建設課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 3条収支につきましては、お金が動くもの、動かないものがございます。それにつきましては、先ほど来から説明をさせていただいておるとおりでございますけれども、収支がどうしてもそういうふうな形で合っていない部分につきましては、そういった部分の見かけのお金と言ったら語弊がございますけれども、そういった部分で補填をしていく、で、全体のバランスをとるということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） ということになると、基本的に減価償却した額というものは、将来の施設なり、設備を更新するときのための費用として積み立てるものだということになると思いますが、これは、毎年毎年、こういう形で補填していくということになったときには、どうしても料金収入の値上げを考えざるを得なくなるのではないかなと思っていますが、それが32年度からという予定にされておられるというふうに思いますが、そのあたりについての見込みをお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

前回の全員協議会場で水道、それから下水、それから農業集落排水等、経営戦略というところで国の指導に伴いまして、計画を説明をさせていただきました。そのところでは、確かに32年度では20%、それから35年度では10%だったと思いますけれども、そういった部分の料金改定をしていきたいというところでの計画は定めさせていただきました。これは、全体の収支を今の官庁会計に照らし合わせて、これまでの返済計画等々と金額が合うように計算をしたものでございます。と申しますのは、急々なところでもございましたし、水道につきましては今お

願いをしておりますとおり、公会計へ移行いたします。そういった部分で、きちんと精査をしていかないとわからないというところは再三申し上げてきたわけではございますけども、国のほうにも、どうしてもつくらないといけないというところで作らせていただきました。これにつきましては、今ある収支計画の中での数字の、非常に語弊がありますので言葉が適切かどうかはわかりませんが、数字が合っていないとどうしても全体がおさまらないということがありましたので、そういうふうにさせていただいております。これにつきましては、町長の答弁にもありましたとおり、これはあくまでも未来を予測したものであり、これをしないための努力を今後していかなきゃいけないというところがございますので、今後につきましては、そういった収支をきちんと見ていながら適切に判断をしていくということになろうかと思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 8ページの工事負担金が移設補償金、大野原、立河内、新南陽線とあります。工事の請負費のほうと金額の差が出てくるんですが、これは今の減価償却の問題なのか、距離が今までと変わってくるのかという、その辺の誤差ですか、何かというところを教えてくださいたいと思います。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問について、お答えをさせていただきます。

負担金との差というふうに考えたらよろしいでしょうか。

○議員（5番 中田 元君） はい。

○建設水道課長（早川 貢一君） 負担金は、業務の設計費等については100%補償をさせていただきます。が、工事につきましては、そうですね、そういう意味から言いますと工事につきましては、減価償却との関係があるということで、100%の補償はしていただけません。ということで、これにつきましては、結局やってみないとわからないというところがございます、やってみないとわからないというのは補償する側の県のほうが計算してみないとわからないというところがございます、これにつきましては半額の計上をしてあると思います。ですから、設計に係る部分につきましては100%、それから工事については半分の金額を入れて計上をしているというところがございます。というふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 今の説明では、2分の1額を計上しておるという説明でしたが、残りの2分の1額というのはこの予算には計上しないわけですか。ちょっと意味がよくわからなかったんですが。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 工事金につきましては100%計上しております。補償につき

ましては、簡単に言いますと、工事金の半分を予定をしているというところでございます、補償金につきましては。移設の設計費につきましては100%補償されます。しかしながら工事金につきましては、100%つく補償がございませんので、2分の1の計上とさせていただいているというところでございます。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 大変申しわけございません。立河内の圃場整備の部分でございますけれども、これにつきましては工事費を1,501万6,000円を計上しております。補償のほうにつきましては、合わせまして1,947万8,000円、つまりは計上しております……、この部分につきましては、簡単に言えば町の施設でございまして、一般会計といたしまして、町につきましては工事分100%を負担をさせていただいているというところでございます。ですから工事金の15016がそのまま100%立河内の補償金の中に入っております、その上、設計費の446万2,000円という金額が入りまして、合計して1,947万8,000円の計上がしてあるというところでございます。そのほかにつきましては、新南陽線につきましては、工事金が300万円に対しまして補償金が200万円というふうなところで減額をしてあるというところでございますし、大野原の部分で申し上げますと、工事金が1,769万円に対しまして、2分の1の工事金の計上と、それから439万6,000円の設計費がかかりますので、その100%部分の計上というところでしてあるところでございます。大野原につきましては439万6,000円の100%の設計業務料と工事金の2分の1部分であります部分として計上をし、負担金といたしましては1,324万2,000円が計上してあるということの御理解をいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） ちょっともう1回。例えば、立河内の分ですが、工事費が1,501万6,000円、それから設計費が446万2,000円ということですが、この446万2,000円の支出というのはそれじゃ載ってこんわけですか。ここの設計費の部分の収入には上がってきておりますよね、一千九百何のうちに。そうすると支出のほうの446万円ちゅうのは、どこかに設計を出さなきゃいけないのですが、このものはここに載ってないちゅうことなんですか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 説明がまずくて申しわけありません。この設計費につきましては28年度分で支出をしているというところでございます。（「もう出してあるん」と呼ぶ者あり）はい、はい。（「なるほど、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） そうしますと、この移設補償金ということになると、公共補償基準要綱に基づいて補償するということになると思うんですが、そうなったときには町がこの立河内の補償するというのは工事費の全額と言われましたが、そうなる減耗分というのは、いわゆる減価償却相当分は差し引かないということになるんですか。そういう計算になってしまいますが、本当にそれでいいんですか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 正しく計算をすれば、確かに御指摘のとおりだと思います。しかし、町の施設で町が動かすわけでございますので、それについてはそういう公共工事の積算によらずに、かかったお金について、簡単に言えば町に負担をしていただくという考え方でございますので、工事金につきましては100%計上しているということでございます。

県につきましては、補助金等の絡みもございますし、国のお金も入っているというところで、きちっとした計算根拠に従いまして、根拠づけをされているというところがございますけれども、町につきましてはそこは考えずに、かかった部分の工事費については補償していただいているというところの内容でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） その考え方はおかしいんじゃないかな。はっきり言って、そのために今回、水道会計は独立したわけでしょう、町の会計から。ということになったら、その不足分は一般会計の繰出金ですか、ああ補助金ですか、のほうに計上すべきものじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 議員のおっしゃることも確かにもっともだというふうには考えます。しかしながら減耗の計算をするというところで、なかなか専門的な人間もおりません。そういう部分でしないということではございませんが、この減耗については、今後、入ってくるところでの精査をさせていただくというところでお許しをいただければと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） まだあしたも質疑がありますし、ちょっとわかりにくいところもあるんじゃないかと思いますが、一応質疑は切りますが、また別個に課長のほうと直接話す手もあるかと思しますので、あすの質疑でまたよろしくをお願いします。

それでは、質疑がないようですので、日程第1、議案第36号平成29年度吉賀町水道事業会計予算の質疑は保留にしておきます。

日程第2. 議案第28号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第28号平成29年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。ちょっと資料の確認をさせてください。

本定例会の参考資料、50ページの中ほどにあります第9表特別会計の興学資金基金の一番最後、対前年度比で皆増となっておりますが、これは8.2%というふうに訂正をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。大変申しわけございません。御指摘のとおりでございます。皆増は8.2%の増で間違いございません。済いません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑もないようですので、日程第2、議案第28号平成29年度吉賀町興学資金基金特別会計予算の質疑は保留にしておきます。

日程第3. 議案第29号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第29号平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 歳出の予算書12ページの総務管理費の一般管理費の062で、システム開発委託料が837万6,000円、これはマイナンバー等国保一元化に伴うためシステム開発をするんだということの説明でしたが、マイナンバー制に伴うものというのは、もう28年度で終了しているものじゃないんですか。ちょっとそのあたりを。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えします。

これは、都道府県一元化に伴います資格の継続なんですけども、マイナンバーは当然、私どものシステムの中で管理をしますけれども、都道府県一元化になりますと、町内から町外へ転出という今までの国保の概念が都道府県内の転居という概念になりますので、県の広域のサーバーと資格のやりとりをしなきゃいけないと。これは、マイナンバーも当然その中に入ってきますので、全体の中で申し上げれば、都道府県内転居に伴う資格の継続に係るパッケージの改修、それから

その他の制度改正に伴う改修、国保情報集約化システムの作業費ということで、この中にその他の制度改正に伴う改修というその中に、マイナンバーも一部入っているということでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、質疑は保留をして、次に行きます。日程第3、議案第29号平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計の質疑は保留をしておきます。

日程第4. 議案第30号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第30号平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありますか。——ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑はないようですが、日程第4、議案第30号平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の質疑は保留にしておきます。

日程第5. 議案第31号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第31号平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

本案については、初日の答弁残りがありますので、それを最初に行います。5番中田議員のグループホームあさくらの待機者数についてです。宮本保健福祉課長。宮本課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 失礼いたします。それでは、答弁残りがありました、先般、5番議員の中田議員からグループホームあさくらの待機者数のことで調査をとということだったんですけども、21名、今、待機者がおられます。この21名は、そのときの答弁でも申し上げたんですけども、とびのこ、それからみろく苑、もちろん町外の他施設にも、随分待機の申請をしておりますので、結局、これは全国的な問題なんですけども、実質の待機者数とそれから待機の全体総数を比べたら、随分、乖離があります。我々のほうでは2倍から3倍ぐらいあるんじゃないかなというふうに思っているんですけども、全国的にはもっとあるんじゃないかということで、この待機の総数についての取り扱いは、特に計画をつくるときに、非常に微妙な問題が出てくるので、これについてもきちっともう少し考える必要があるんじゃないかという有識者の会議ではそういう議論がありますけれども、現状はそういうふうにさまざまな施設に待機をすること自体は、利用契約制度になりましたから、これは国民の権利として認められておりますから、これをいけ

ないということにはなりませんので、現状ではその待機の総数そのものが正確であるかどうかということ、これは実態とは違うということは御承知おきをいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） きのうの新聞と思うんですが、国の方針で要支援1、2の人が、今後、介護保険の対象外になってデイサービスが利用できなくなるということで、町独自の事業でそういう方を支援するというふうに新聞にも出ておりましたが、もう既に吉賀町の取り組みを、以前聞いたかもわかりませんが確認の意味で、そうなった場合の町の取り組み予定というんですか、それをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 宮本課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えします。

この問題につきましては、もう幾度となく説明しておりますけれども、私どものほうは島根県下で一番先立って、平成28年度より地域支援事業のほうで現行のサービス水準を低下しない、それから利用料についても現行の利用料で低下しないという方向で、もう既に移行しております何ら問題は生じておりません。今後もその方針は変わることはございません。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 濟いません。予算書の18ページの目の7、生活支援体制整備事業費、これ新規ということで、ちょっと私聞き漏らしたかもわかりませんが、生活支援体制は、要は在宅でこれをつくるんだったかな、どうだったかなと思って、もう一度そのあたりを御説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 宮本課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えします。この生活支援体制整備事業につきましては、先ほど4番議員が御質問いただきましたその質問と関連をしているんですけれども……、大変濟いませんでした、平成27年の4月1日に介護保険法の一部を改正しまして、4つの附則を盛り込んだところです。介護予防日常生活支援総合事業に関する経過措置ということで、これを29年までにやりなさい、それから在宅医療・介護連携推進事業について、これを30年4月1日までに施行しなさい。それからそのもう一つ、その次なんです、生活支援体制整備事業につきまして、これを30年4月1日までに施行しなさいということです。それから、認知症総合支援事業につきましても、これも30年の4月1日までにやりなさいということで、地域支援事業の中で、この4項目をこの27年から30年の4月1日までに経過措置の中で市町村でやりなさいということが義務づけられました。そのことに基づきまして、我々としましても29年の4月1日から

この事業に取り組もうということで、今回、計上したものでございます。

それから、質問の本旨であります事業の内容でございますけれども、これは高齢者の介護予防日常生活支援サービスの体制整備におきまして、生活支援コーディネーターを中心とした協議体の設置、運営等を行うというふうにしております。主な業務につきましては、新たな生活支援サービス体制に関します資源開発、それから関連機関と地域とのネットワーク事業、それからサービスと地域の生活支援のニーズのマッチングということです。具体的に申し上げますと、やはり今、交通の問題がひとつ掲げられます。認知症の方々が返納した場合に、交通用具をなくしますから、それに対する対応をどうするかということでいろんな策が講じられていますが、福祉のほうの考え方、介護のほうからの考え方からいうと、生活関連行政、生活を支えていくためには、そういう貨幣的なサービスだけ提供していればいいということにはなりませんので、その交通用具がない方々に対して、どういうふうに生活を維持していくのかという仕組みづくりをひとつ考えていく必要があるだろうと。そういったもろもろの問題をこの生活支援コーディネーターが研究をしながら、地域包括支援センターの職員と一緒に新しいまちづくりをしていくと、そういうイメージのものでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。ただいま2番議員の質問の追加のような質問ですけども、この生活支援体制の整備ということで生活支援コーディネーターとガイドライン等では、地域支え合い推進ともいうような言葉も使われておりますが、このコーディネーターなり委託するところが社会福祉協議会であるのかということと、そこと行政との関係、どのようなかかわり、それぞれがどのような関係をもって、この事業がつくられていくのかという点でお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 宮本課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えします。

まず1点目の委託先ですけども、これは社会福祉協議会ということでございます。

それから、行政と社会福祉協議会との関係性ですけども、これはやはり上位下位という関係性ではなくて、ソーシャル・ネットワーク、それからコミュニティー・ネットワークをつかさどる実践部隊が吉賀町社協だというふうに我々は捉えております。それからもちろん、全体のコーディネートをすることになりますと、いきいき高齢者計画がございまして、このいきいき高齢者計画の調整なりをするのは、これは行政の役目だというふうに思います。いきいき高齢者計画は、もちろん介護保険のそれぞれの種別のサービス料が出てきますし、地域支援事業のサービス料も当然この中に乗せなきゃいけないという法改正がなされましたので、我々はそれに基づいて実施をしております。したがってまして次年度以降も、この法改正に伴いまして条例改正をし

て、いよいよ実施をするということになりましたから、実施をするに当たっては、我々は生活支援整備体制がきちっと構築できるようなそういう裏方的な役目、サポート、バックアップをすると同時に、いきいきまちづくり高齢者計画に基づいて、きちっとそこで書かれた青写真どおりに町が動いているのかどうかということを見ながら、適宜、助言・指導をしつつ、車の両輪のような格好で事業を進めていきたいというふうに、今思っているところです。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか、ほかに。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 同じく予算書19ページの5款地域支援事業費の4項の4で、地域グループ支援事業費でサロンに年間204万5,000円の委託をすると、サロンで、これ委託なので社協かどこかにサロンのあれをするのは委託するんじゃないかなと思うんですが、それとは別に独自に各サロンへ行くばくかの支援というか、補助金というものを考えられたことはありませんか。

○議長（安永 友行君） 宮本課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えします。

まず、前段の質問の委託先ですけれども、これは社会福祉協議会でございます。

それから、この204万5,000円以外の支援ということなんですけれども、もちろん社協からも住民の方々からも財政的な支援をしてほしいという意向はございます。その背景には、やはり高齢化が進んでいること、そこにサロンにかかわりを持っている人自身がサービスを提供を受けつつ、しかも自分たちもボランティアをしつつというのが3分の1ぐらいの利用者の方がおられます。そうすると、今度はその人たちを支える少し次の次世代の方々に参加してほしいということになるんですが、なかなか参加してもらえない状況にない。それは人間が少なくなっているということもあるんだろうと思います。そういった部分で我々としても、違う一般会計のほうからも出していきたいという気持ちはあるんですが、従来は一般会計から出ていたものを、介護特会のほうにこれを移したわけですから、そうすると二重交付という問題が出てきますので、できれば将来的にこちらのほうを支出を充実をしていくことによって、サロンの活性化を図りたいというふうに思っています。

したがって、別の会計とかいろんなところでの財政支援ということは考えておりません。まずは介護特会のこの部分での一本化を図って、これを充実していくことが大事だろうというふうに今思っています。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第5、議案第31号平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計予算の質疑は保留しておきます。

日程第6. 議案第32号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第32号平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 7ページの003の補償費が高津川漁協に補償金として200匹分ということなんです、これはちょっとお聞きしましたら、平成24年度に高津川漁協と契約をして200匹分を補償するということらしいんですが、最近すごく漁獲高が減っておりますが、200匹分というのが多いか少ないかちょっとわからないんですが、この根拠というのはどういうふうな（発言する者あり）あ、済いません、金額間違えました。200匹の根拠というんですか、何かあったんでしょうか。釣りをせんのでようわからんのですけど。（「2万7,000円、1匹何ぼとか言うんや」と呼ぶ者あり）

○議長（安永 友行君） 大庭柿木振興室長。

○柿木地域振興室長（大庭 克彦君） お答えします。

この補償費の根拠といたしましては、1匹当たり単価が47,08円です。現在2万7,200匹ということで計上しております。以前は、一昨年までは3万4,000匹で補償しておりましたが、これはちょっと当初の根拠というのは私承知していませんが、過去からの中でこういうふうに来ています。

27年度でしたか魚道を設置した、そういう関係でそういった稚鮎の漁獲量が増加するであろうということで、漁協との協議の中で20%減らすという形で2万7,200匹という匹数で補償の協議を整ったというところで、こういった計算で出しております。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 小水力発電という事業ということで、柿木の小水力発電所なんです、これは夢かもわかりませんが、その辺の溝で発電できるような発電機を開発するといふんですか、そういう研究も進めてもらいたいと思っておるんですが、そういうことはいかがでしょうか。（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） インターネットなり、またいろんな企業でそういったことは研究されておりますし、ただ今の小水力関係で、町で早く言えば研究しようということですけど。こうし

たことによりますと、いろいろな科学的な勉強してなきゃならない部分がありますので、町として研究というのはなかなか難しいかと思えます。

小さいのは、最近もパンフレットとかが来ておりますけれど、どのぐらいのいわゆる値段がして、どのぐらいの電力をといる、いわゆる費用対効果があれば、今の発電所の排水のところにもう一つ何すれば、私どもとすればまた収入が上がるといったことはいろいろ考えなきゃならないんですけれど。ただ、そういったことをこちらで独自に研究というのは、既に大学なりでやっておられますので、町村がそういうことまで手を出しても、なかなか知識的にも人材的にもなかなか難しいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 6ページのちょっと聞き逃したかもしれませんが、一般管理費の公課費698万8,000円、この内容と。

あと、その下004の基金積立金3,000万円とありますが、その次の7ページに一般会計繰出金で、この内容として将来の子育てに充当するというふうにこの間説明受けたんですが、これは子育てだけじゃなしに当初は福祉関係にも充当すると、そういう説明を受けたことがあるんですが、1,400万円なんでちょっと金額的に少ないんじゃないかということもありますし、基金積立金の3,000万円、これは少し多いんじゃないかというちょっと疑問が出てきますけど、そこら辺あたりはどうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 大庭室長。

○柿木地域振興室長（大庭 克彦君） まず最初の公課費についてですが、これは売電料に係る消費税です。

それから、まず6ページ、一番下の基金積立金、こちらの積立金につきましては、施設の修繕や将来の設備等の更新に充てるための積立金という形で積み立てをしております。

次のページの一般会計の繰出金につきましては、先ほどありましたように、子育て支援に向けて繰り出しをして、財政調整基金のほうに積み立てるというところなんですけど、この額が多いか少ないかというところだろうと思うんですが、29年度につきましては、28年度と同額の1,400万円を積み立てることとしているというところでございます。あ、繰り出すということとしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） 今の室長の答弁ちょっと補足をさせていただきますが、もともと後段の一般会計繰出金1,400万円の話ですが、実は小水力発電の改修、大規模改修になるということで、数年前に事業着手の前、議会のほうへ全員協議会のほうで財政推計をお示しをさせていただいて説明をさせていただきました。

そのときに再生可能、FITの関係ですので、当然そういたしますと事業しても、しなくても国の政策費を日本全国の世帯のほうへ、電気料に賦課金が加算をされるということで、そうなりますと、それを幾らか形で住民、町民の皆さんにお返しを施策の面でさせていただこうということで、その当時の財政推計で賦課金を計算をいたしましたら400万円弱ということで、それを将来にわたって一般会計の中で福祉政策のほうで施策として還元をしていこうと、こういった組み立てをしたわけです。

その後、町長の施策の中で、少子化対策ということで子どもさんの医療費の高校生までの無償化、それから給食費の無償化、それから加えて保育料の無償化と、こういった施策を組み立てをさせていただきましたので、当初の400万円弱の福祉への還元をそちらのほうへシフトさせていただき、こういった組み立てをさせていただきました。

その財源につきましては、当初今もそうなんですが、過疎ソフトの対象させていただいてますけど、充当させていただきます。これも限りがあるということで、それ以後の将来的な財源を確保するというので、先ほど室長が申しあげましたように一般会計のほうへ1,400万円繰り出しをして、一般会計のほうから基金のほうへ繰り出しをするということで、過疎ソフトの財源が切れた後の次の財源を確保するというので、この1,400万円を昨年度からですか、繰り出しをさせていただいているということで。

数年前の小水力発電所の改修事業の計画をつくったときの、申しあげましたように、電気料の賦課金の部分の対策ということで、現在がずっと政策が続いてこういった形で変遷したということでございますので、その点御理解をいただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この予算の数字に直接は関係ないわけですが、こうやって売電料がおかげさまで6,000万円上がっています。そこで町長、以前からこの排水を利用できないかということで調査してみたいという意向があったと思うんですけど、それ以降完成しましたので、それ以降小水力発電所の排水を活用するというような調査をされたかどうかお聞きしておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） いわゆる可能性調査で水に関してやっていただきましたけれど、いわゆる高津川との高低差が余りないということで、いわゆる高津川のほうへの排水で再利用は難しいだろうという報告でありました。

また、最近小さな発電機等のものが開発されたというようなことがございますので、落差がなくてもやれるという小さなものなんで、果たしてどれだけ電力を生み出すかというのはわかりませんが、そういったものはこれからも調査しながら、それで設置して近くの街灯にでも使え

れば、少しでも、せっかくの資源でございますので、そのまま排出して捨てるということじゃなしに、少しでも利用できればということで、先般ちょっと入手しましたんで、地域振興室のほうへ提供しなきゃいけないかなというようなことで。

ああして、大学なりいろんな例えば、いわゆる土地改良等でも水路、用水路等利用してというのがありますので、そういった部分は活用していく、考えたり、情報収集はこれからもしていこうということでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第6、議案第32号平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

ここで休憩します。

午前11時27分休憩

.....

午前11時36分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第7. 議案第33号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第33号平成29年度吉賀町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案については初日の1番、桑原議員の昨年度の下水道加入者数についての答弁残りがありますので、これを行います。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、1番議員の質問されましたことにつきまして答弁残りがございますので、お答えをさせていただきたいと思えます。

下水道の接続戸数ということでございましたけれども、昨年度、平成27年度、28年度でよろしいでしょうか。（発言する者あり）はい。

平成28年度につきましては31戸、新たに接続があったということでございます。そのうちでございますけれども、七日市部分、新しく施設ができました七日市部分につきましては、21戸の接続があったと、うち、内数として21戸があったということでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、本案についても質疑が保留してありますので、これを行います。質疑はありますか。ありませんか、いいです。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。3月7日の日に、この今の加入の接続の件ですけれども、加

入促進に力を入れたいということで御答弁ありました。現状においてどのような方法で加入促進をしたいというふうを考えているのか、その点についてお伺いします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1番最初に考えますのは、やはり広報等への広告といたしまししょうか、そういったものの掲載、これを定期的にやりたいというふうには考えております。

それから、もし場所、それから時間等が許すようでしたら、イベントなどの一角を借りてそういったものの催し的な皆さんの興味を引くような、そういった1コーナーも設けてみるというのも方法ではないかというふうにと考えるとございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 先ほど関連質問ですが、今の加入方法を加入促進を促すものに産業課の主管します住宅改修、これとあわせてそういう方法あるいは一緒になってのそういったイベントみたいな感じでやれば、加入にもつながるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 確かにそういった方法もあろうかと思えます。あらゆる方法を検討させていただきながら、今後は新しくなった施設も含めまして加入促進に努めていきたいというふうを考えております。

また、そういった具体的な部分については、担当課とも協議をさせていただきながら、今後検討していきたいというふうには考えますけれども、どちらにしてもまず我々サイド、建設水道課サイド、下水道をつかさどるものが、きちっと今後において加入促進をしていくというのが基本であろうというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第7、議案第33号平成29年度吉賀町下水道事業特別会計予算の質疑は保留しておきます。

日程第8. 議案第34号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第34号平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第8、議案第34号平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

ここで昼休み休憩とします。休憩します。

午前11時45分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

----- . ----- . -----

日程第9. 議案第35号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第35号平成29年度一般会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。（発言する者あり）どこでもよろしいです。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。資料の関係でお聞きをいたします。本定例会の参考資料45ページの第1表の上のところに、「教育費は」というふうに文言が続いております。「教育費は、六日市中学校改修事業及びサクラマス交流センター整備事業の終了等により5,700万円、マイナス8.1%減少しています」ということで言われておりますが、通常、ここにあらわす数字というのは、当初予算の数字が出されているものというふうに理解をしておりますが、サクラマス交流センターの整備事業につきましては、28年度の6月補正で2億6,500万円ほどですか、出ている分ですので、この当初で言いますと、このサクラマス交流センター整備事業というのは入っていないので、ちょっと勘違いをしたりすることにもなりますので、もう少し正確に表現するのが妥当かとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

サクラマス交流センター、御指摘のとおりでございまして、この文言が入るのは非常にまずいかなというふうに思います。学校の改修事業等は、当然ことしはありませんので、その辺の部分については間違いございませんけども、サクラマス交流センターについては、設計費も繰り越しか何かだったと思いますので、この表現は正しくないというふうに思います。大変申しわけございません。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。予算書の歳入、13ページ、使用料及び手数料のところがあります。先日、ちょっと普通財産と行政財産、正確にしないままお聞きをしましたので、質問

そのものもちょっと訂正させてもらうんですが、ここで総務管理使用料の一番上に、行政財産使用料30万7,000円と上がっております。この行政財産、特に今気になっているのは、公民館とかスポーツ施設等に、また柿木の庁舎のところに飲料水の自動販売機が設置をしてあります。これの許可申請というものは出されているか、またそれに基づく使用許可がされているのか、この点についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

これにつきましては、設置当初には、ちゃんと申請がออกมาして、許可もやっておりましたけども、この間、その書類を調べたら、それ期限が切れておりまして、その後の申請、あるいは許可等ができておりませんでしたので、その辺のところをちょっと確認したところ です。

これについても、また更新等をしていかなきゃいけないと思いますので、早急にそのようなところはやっていきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。吉賀町の財産規則の第20条では、行政財産の使用許可期間は1年を超えることができないというふうにならされております。最初に、使用許可が教育委員会のほうでされておりますが、このときも年月を区切って使用の許可をしておりますが、そういうふうな手続等において、正確な処理等がされないまま使用させていたという状況については、もう少しきちとした形で許可をするなり、また自動販売機等につきましては、単に行政財産を貸し付けるという部分だけではなくて一定期間続けて設置をされるものですから、そういうものに限っての使用許可なり契約、そういう対応についても検討した上で、所定の使用料なり貸付料を町が受けるというものにしていかなければならないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

今の例規でいきますと、毎年申請をいただいて毎年許可を出すというのが、これが正しいやり方だろうと思います。その辺が、ちょっと手続が漏れておったということは、非常に申しわけないこととか、もうこれは不手際と言うしかないんですけども、そういうことになろうかと思っております。

ですので、今議員がおっしゃられたように、今後、今度の契約をするとき、今度、本当に行政財産でいいのかなどなのか、その辺も踏まえて、あるいは今度は使用料を賃貸借契約結ぶとか、そういったところも含めて、ちょっと早急に年度当初に向けて対応していきたいというふうに思っておりますので、そういうふうにはやっていきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。対応していただきたいので、特にそのときに、先般も申し上げましたが、行政財産の使用料条例第3条でいいます加算金についても、きちっと盛り込むということも大事かというふうに思います。

よその自治体におきましては、この自動販売機の関係での電気の使用料について、例えば、電気の使用料の計算ですけれども、定額消費電力に24時間掛けて、その日数と、稼働率を0.5と見て、電気料金の単価を掛け合わせたものを電気使用料として徴収をするというようにしているところもございます。

現在、1台につき月々1,620円ですか、ちょっと今正確じゃありませんが——であります。通常、今置いてあるような自動販売機におきましては、月々2,000円から4,000円近い電気料金がかかるというふうに私のほうの電気料金等の支払いの状況から見受けられますので、その点についても十分注意をして行うべきというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

電気料金については、これまでもずっと徴収していなかったと、よしかの里なんかでもそんなんですけれども、もう10年近くなりますが、電気料金は一切徴収しておりませんでしたので、その計算に入れてなかったというのが正直なところなんですけれども。

今御指摘いただいたとおり、ちょっと他の自治体等も、これも早急に検討して、今後についてはどうしていくかを早急に結論を出していきたいというふうに思いますので、御理解いただいたらと思います。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 予算書の96ページですが、防災無線の維持管理費という、この004であります。下から7行目ぐらいに、維持補修工事費ということで、最初の説明の中で立河内地区の防災無線の移転工事費ということでございましたけれど、これも集会所の移転と同時に行うんだらうかと思えますけれど、この移転先というのが、今私が思いますのに、今集会所に近接、ついておりますけど、今度移転先は、どの方向に向けて動かすのか、その辺ちょっとお聞きしたいです。

私がなぜこのことを言うかということ、以前にも防災無線のことで、あちらこちらの地域でその防災無線が聞こえないということを一一般質問でもしたことがありますけれども、今、立河内で現在建っておる位置で、立河内の奥のほうの入江地区とか、それからさわた地区のほう、今あるところでも聞こえにくいというような現状がありまして、特に一昨年ですが、火災のときも全然聞こえなかったということをごここで申し上げましたけれども、また、集会所について国道側に出

るということは、ますますその地域が聞こえなくなるというおそれがありますので、今からどのほうに移転されるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

移転先は、やはり集会所付近のところ、宅地の中の一角というふうに考えておりますので、そういった意味で、多少のまたそういった不具合が出るのかもしれませんが、なかなか移転でするので、新規とはちょっと違いますので、増設というのは難しいと思いますし、今のままで、あとはスピーカーの向き、そういったもので調整するとか、それしか方法はないと思います。音量を上げるということもなかなかないと思いますので、方法とすれば、それしかないかなというふうに思っています。

戸別受信機じゃなかった、屋外の施設につきましては、町内どこに行っても聞こえるということにはなかなかないのも現実でございますので、その範囲内できるとにかく移転先の中でできるだけ多くのところが聞こえるようにということを検討するという以外に、今のところ方法はないのかなというふうには感じておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 課長のほうがそういう返答になるかなと思ったんですが、実際に今行ってみていただいてもわかるわけですが、立河内の下のほうは六日市からでも聞こえてくる、奥のほうは全然聞こえてこないという状況ありますので、ぜひとも集会所に近づけるんでなしに、逆に、同じ移転費が494万7,000円という予算がついておりますので、できるだけ全部が聞こえるということにはどちらもならないかもしれませんが、できれば、せっかくの移転でございますので、今の現在の集会所より100メートルでも奥に上げるほうが、立河内も全体的にはよく聞こえると思います。

私も再三あそこの地区に行ってみるんですけど、今のスピーカーの立ち位置と、それから何橋というかちょっとわかりませんが、橋の辺まで行くと、今の立河内のさわた地区、あるいは奥側にある入江地区にも近くなるということで、できれば今の位置よりも50から100メートルぐらいでも奥側に建てるほうがいいと思いますので、ぜひそのことを考慮して、今奥に上げたからといって、そのスピーカーが今の現在、家の真ん前に行って、その家に邪魔になるというようなことは、恐らく国道側へ出るんでなしに奥側に入れても、余り近所迷惑というのは現在と変わらないと思いますし、それから入江地区とかさわた地区、一回課長さんも行って見てもらったと思います。あそこの立河内の六日市ボデーさん方の前の山が、亀原側から出っ張っとるんです。あの山が出っ張るとって、上に聞こえない。入江側は、逆に幸地のほうから出ている山のほうがあって、ひどく聞こえないということで、上に寄せたほうが一番効率的に、屋外放送、増設

ではできないということですが、移転なので、できればそのように移転先を選考していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

まだ最終決定じゃないですので、当然、候補地があれば検討、ただその敷地とかそういった面が確保できるかどうか、その辺のところもありますので、その辺も踏まえた上で、ちょっと移転先をまた再度、現地のほうも行って確認をしたいと思いますので、そのように。もうどうしてもないということであれば、今の位置にしかないと思いますけども、そこのスペースが確保できて、今議員おっしゃられたようなところ付近で建設も可能だということであれば、そちらのほうの建設も検討していきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） できれば、今の土地の選定の折、私も立ち会って、こちら辺がいんじゃないかということも聞いていただきたいなと思いますので、その辺、考慮願いたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 参考資料の103ページに、吉賀町総合戦略実行施行シートがありますが、この中に載っております薬用作物等生産振興事業費ですか、有機茶ブランド化については、先般、質問いたしました、この薬用作物について、その後、どのようになっているか、せっかく若い人が張り切って発表されたんですが、その後、どのような状態かを伺いたと思います。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えさせていただきます。

この薬用作物等の振興事業なわけですが、一番いいのは、町内に合った薬用作物をつくって、それをメーカーさんに売って、農家さんが収益を上げると、そういうものができ上がれば一番いい形だと思っておりますが、まあそう簡単に行くものではないと考えております。

28年度の取り組みとしましては、町内にその薬用作物自体、これがどの程度自生をしておるかという調査もさせていただきました。その中で、町内全域を歩いたわけじゃないんですが、全体で生薬として使える薬草というのが200種類ぐらいあるという結果は得ております。ただ、それが大量にあるわけではないので、その辺はどう使っていくかというのは、今からのことだろうというふうに思っております。

ほかに、サフランという花が咲く植物がございますが、これは水田、稲をつくって、その裏作としてサフランを植えて、そのめしべといいますか、そういうものをとったものがサフランとし

て生薬になるということもありましたので、その辺も、これ大分県のほうが、大分県の竹田市ですか、盛んにやられておりますので、そこら辺の調査に行きまして、実際、少量ではありますが、町内で試験栽培もやっております。

ただ、このサフランにつきましても、以前は中国等から余り輸入等がなかったんですが、中国からも入ってきているというのが最近になってわかってまいりましたので、これについても高価格で売るといのは、ちょっと難しいかなというような現状にあらうかというふうに思っておるところでございます。

この薬用作物等の振興の取り組みにつきましても、実際、その薬草等を、この地域外に原料または加工品として販売する場合は、薬事法とか製薬メーカーさんとなかなか厳しい契約、こういうものを交わす必要がありますので、なかなか厳しい面があらうかなというところもわかっておるといのが現状でございます。

ということで、現状では、製薬メーカー等へ販売、これも当然、可能性を迫及してまいりますが、食品の原料として、6次産業化、そういうものに使えるものはないかという取り組みをやっていこうかなというふうに考えておりますが、すぐに成果が出るものではないような気がしておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） ちょっと、先般、一般質問で言われた、私も話しましたが、再度お伺いしたいんですが。予算書の39ページですが、それと参考資料で言いますと64ページなんですが、上から4つ目に通信運搬費ということで、返納事業ということで60万円ほど予算が上がっております。

参考資料のほうの64ページに、事業概要のところ、「町内にお住まいの65歳以上の方で」というところから、「全ての運転免許を自主的に返納された方に町営バスの運賃等割引カードを発行します」ということが参考資料に書かれてありまして、支援事業のほうに対しては、「全て」ということが載っていないわけですが、この前の私の質問のときに、この区域に入らない六日市交通・柿木産業バスが運行しない地域になってはどうなるかということ、私も質問させていただきましたが、岩国交通のほうとも、まだ話し合いが進んでいないというようなことでございましたけれども、その辺のことは、ここの参考資料の全ての運転免許といったことがありますので、ぜひその岩国交通との話し合い後のことを、どのようにしていいかということ、対象にならないということが最初からあるというのはどうも腑に落ちないということで、こんなことを言っただけですが、ぜひともそこをもう一度考えていただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

御指摘のように、岩国交通、岩国市ですけれども、お願いに行きまして、何とか対象に入れてもらえないだろうかということをお願いにも行ったところですが、岩国市とすれば、市内のほかの路線との整合性ということと、それから岩国市としての自主返納事業の導入、そういったところと一緒に考えなきゃいけないというようなことの御返事が返ってきました、当面、今のところは対象には難しいということで、3月、議会が始まってからでしたけれども返事がありました。ですので、現時点では、岩国交通をこの路線の対象ということには、今困難な状況であります。

そうは言っても、やはり今議員がおっしゃったように対象外が出るということは、非常に私どもにとっても不本意でございますので、引き続き岩国市と交渉を続けていきたいと思っておりますけれども、一旦、ああして返事があったということになると、年度内、29年度内というのは、ちょっとなかなか今難しいのかなというふうに思っていますけれども、できれば30年度からでも実施ができるように、再度交渉はしていきたいというふうに思っております。

そうなったときには、やはり岩国交通の沿線の方が、仮にことし返納されたということであれば、仮に30年度からでもなるということであれば、その時点からでも1年間は必ずこの対象に入れていきたいというふうに思っていますので、遡及をさかのぼってやるというか、免許を返された方を、その対象になった時点からでないとバスには乗れませんけれども、その対象者の方については、以前に戻された方も対象にしていきたいというふうに考えておりますので、要はとにかくできるだけ早く岩国市に了解いただくということが先決でございますので、まずはとにかくそこに全力を上げたいと思っておりますけれども、仮にそうであれば、近い将来、可能になるのであれば、免許を返納された方は遡って対象にしていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今の課長のお話でございますけど、返答は。今この自主返納事業は、先般の説明によりますと、29年の5月からというお話聞きました。そうすると、例えば、岩国市交通局との話し合いで、5月1日以降、例えば10月か12月になっても今の対象区域外の方を、この事業の、その10月か12月からを1年間として認めるという理解でよろしいでしょうか。それを、そこから1年間の利用券を出すという理解でよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 今議員がおっしゃったとおりでございます、仮に例えばこの5月に免許返納された方は、今その路線バスに乗れませんので、10月から対象になれば、その10月時点から1年間のパスポート券を交付したいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 予算書85ページ、商工費の004健康増進交流施設管理費について、ちょっとお聞きしますが、先日、澄川先生のモニュメントが設置されまして、まことに喜

ばしいことですが、それで、実はその設置したモニュメントの公園等の管理の件についてなんですが、たしか以前の道ちゅうか、以前のモニュメントがあった周辺からずっと続くわけですが、その辺、指定管理の線引きといいますか、どこまでがどうなるかというのが、ゆらら条例の中にも、モニュメント及び公園という施設に管理が入っておるわけなんです、その辺、どのように理解すればいいですかね。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 彫刻の道の管理について、お答えいたします。

現在、いわゆる「彫刻の道」と呼んでいる範囲でございますが、「およりんさんせ」が建っている場所からゆららに接続するまで、研修棟に接続するまでを「彫刻の道」として総称で呼んでおります。

一方、健康増進交流施設の設置条例には、「モニュメント公園」という言葉があります。これは指定管理の期間、5年となっております、平成30年度で完了するように記憶しております。この間、今の施設の指定管理を行っております事業者と5年契約を結んでおりますので、なかなか年度途中で管理方法を変えることが非常に困難ということで、引き続き指定管理の期間が終わるまでは、今の当初の指定管理の契約の中で草刈り等を行っていただこうと思っております。

一方、彫刻の道、あのほうは、まだまだ本年度も整備予算を計上しておりますので、なかなか通常の管理ということにはならないと思われまますので、整備が完了し、今の指定管理が終了する時点を目標に条例を改めまして、彫刻の道は彫刻の道、ゆららはゆららということで、切り離して今後は考えていくように予定しているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 予算書の14ページに、蔵木グラウンドゴルフ場の使用料が40万円というのが上がっておりますが、前も質問させてもらったんですが、使用料が40万円ぐらいかもわかりませんが、ゆららとか、あるいはやくろを通じた経済効果というのは相当上がっておりますが、その際に、管理につきまして、地元の要望が強い、指定管理に向けた方法を考えているように答弁がありましたが、その蔵木グラウンドゴルフ場の指定管理に向けて、進捗状況をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 蔵木のグラウンドゴルフ場の管理の件でございますけども、教育委員会といたしましては、なるべく早い時期に指定管理による管理をとということで考えておりますけども、予算書を見ていただければわかりますように、平成29年度につきましては、一応直営で管理をさせていただくということにしております。

まだ、じゃあいつからということにもなりませんけども、指定管理のほうを担当しております総務課とも協議をしながら、なるべく早い時期に指定管理で管理をしていきたいというふうには思っております。

それと、先ほど、ゆららとグラウンドゴルフ場の関係でございますけども、確かに議員言われますように、ゆららのほうの営業もあろうかと思えますけども、相当の使用料をゆららの関係のお客さんに蔵木のグラウンドゴルフ場を使っていただきまして、使用料をかなりの額を納入していただいているということもあります。確かに、町外からのお客さんが、ゆららを通じて結構入っていることで、また柿木のほうにも木部谷、大野原にグラウンドゴルフ場を整備いたしますんで、それもまたあわせて御利用いただければありがたいかなというふうには思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。ゆららの件が出ましたので、85ページの004健康増進交流促進施設管理費についてお聞きをいたします。

ここで施設修繕料として、白線の引き直し等で577万3,000円というのが上がっておりますが、現状におきまして、ゆららの不具合、修繕を要するところとして、どのように状況を把握しておられるかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） ゆららの状況ということで、お答えさせていただきます。

今回、ゆららの修繕料として577万3,000円を計上しております。これは、この内訳につきましても、通常の施設修繕、いわゆる運営しておいて不具合が生じた場合の対応ということで250万円、白線の引き直しということで25万9,000円、それと補給水管量水器、いわゆるメーターを、水量を測る機械を取りつける経費ということで301万3,000円を計上しているところでございます。

この量水器につきましても、本年度、遊泳用プール、いわゆるプールの場所でございますが、衛生管理につきましても、ガイドラインに基づきまして量水器を設置しなければならなくなったということで、今回追加しているものでございます。

このように、いわゆる指導とか基準とかが変わった場合には、今回は量水器を設置することとしておりますが、こういう基準が変わる場合については、なかなかちょっと想定してないところでございました。

数字を申し上げますと、平成22年から大体おおむねでございますが、通常管理費ということで250万円、これを平成21年度、22年度、23年度、24年度、25年度、26年度までずっと来ていたところでございますが、平成27年度には修繕費が約427万円必要となっております。今年度につきましても、ちょっと金額は700万円前後だったと思っておりますが、排煙口の

不具合による修繕を行っているところでございます。数字的に見ると、年々修繕費、いわゆる修繕する箇所が多くなってきておりますので、今後は対策といいますか、修繕については、やむを得ないところがあるかと思っておりますので、計画を持って、余り大きな修繕、大修繕とならないうちに対処していきたいとは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） ゆららの不具合ですけれども、客室のほうに行った渡り廊下等、雨漏りの後がでございます。また、露天風呂がありますが、これらにつきましても、石そのものをモルタルでとめておるんですけれども、そういうものがどんどんやせてきております。

また、今の、あそこは循環させますので、そのためのろ過機がありますが、既に6年ほど土台の取りかえもされていないままになっておりますし、男子の脱衣室の床、これが下がっております。また、脱衣室並びに下足箱のロッカーの傷みやら、鍵がなかったりとかいうこともあります。

また、先日、一般質問の中でありましたけれども、足湯のあとの場所のことにありましたが、あそこで事故があつて7針縫うと、お客さんですが、そのようなことも発生をしております。これ以外にも、例えば、畳の表が相当傷んできて、全部で190枚ほどですか、あるということで、今ゆららの場合、宿泊客の方が5年前と比較してですけれども、若干5年前に比べても多のような経営をしていただいておりますが、それは広島のほうであったり下関のほうへもお客さんを迎えるにいて努力もされておられるというふうにお聞きをしておりますけれども、やっぱり先ほどの彫刻の道の関係等もありますから、そのゆらら本体についての修繕について、どういうふうに取り組みをしていく予定をもって、このたびの予算になっているか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

現在、今回の予算も含めまして、現在、修繕、失礼しました。これまでに修繕した箇所につきましては、やはり指定管理者であります事業者のほうから不具合が生じた都度、行っているのが実情でございます。

今議員御指摘のとおり、宿泊の方に直接触れる部分、いろいろところで老朽化といいますか、経年変化による劣化が生じております。先般も宿泊室のエアコンが突然とまるといったような状況も発生しておりますし、今後は、今の事業者のほうと調整を行いながら、修繕する順番といいますか、優先順位というのを決めまして、通常修繕の費用を計画的に使っていきたくないと調整をしているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 参考資料の44ページです。予算編成方針の中で、1番目として、吉賀町まちづくり計画、つまり総合計画なんですけど、これに基づく取り組みとして、以下のことが書いてありますけど、説明がありましたように、いろいろな事情で吉賀町のまちづくり計画が4カ月おくらしているという説明がありました。第1期のまちづくり計画ができたときに、町長は挨拶の中で、吉賀町のまちづくりの最高の計画だということを挨拶の中でおっしゃっているわけですけど、5つの骨子は変更がないんだから、それで主要な事業を、29年度の事業を策定したということでしたけど、やはり教育委員会の大綱もそうですし、まちづくりの行政の総合計画もそうなんですけど、基本の方針が変わらないから、それじゃ少々じゃなくて、今まちづくり計画がなくてもいいんだということは、法的には許されるかもわかりませんが、対外的に見たときに、その町の指針がどうなのかということは見られると思うわけでありまして、来年にずれ込むという町長の施政方針の中でもありますけど、もう少し具体的にいつまでに策定するのかということをお示しをいただきたいと思います。

それと、その中で最後に地方創生対策のことが書いてあるわけですけど、町長の方針の中で対策が述べられているわけですけど、それに関連しまして、この参考資料の60ページの中に、地域おこし協力隊の説明があります。その中でまちづくりにマンパワーを利用じゃなくて活用しようという部門もあると思うんですけど、往々にして地域おこし協力隊が受け入れ先の労働力になっているというような面もあるんじゃないかと思いますが、その辺のどこの少しどういうふうな、地域おこし協力隊の現状をどのように分析されておるかをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 御質問の前段、まちづくり計画について説明させていただきます。

まず最初に、事務的な都合により、計画策定が4カ月程度おくらしていることにつきましては、まことに申しわけなく思っております。

その中で、今2月16日の全員協議会以降説明した内容と重複するかもしれませんが、今の状況を説明させていただきます。

現在、吉賀町まちづくり委員会において案がまとまりまして、町長へ具申があったところでございます。一方、柿木村地域振興協議会におきましては、第1次計画の今の評価を行っていただいております。これが予定であれば3月下旬、今週末ぐらいに出る予定だと思っております。

今後の作業ですが、柿木村地域振興協議会からの諮問を、答申を受けまして、第2次まちづくり計画を再度検討し、今度は第2次まちづくり計画を柿木村地域振興協議会及び吉賀町総合計画審議会へ諮問をしまして、5月中旬を目途に御回答いただければと思っておりますのでございます。

その中で予定どおりに進めば、今度の平成29年6月の定例会におきまして、事前に説明を行

った後に提案できるように今進めているところでございます。

説明の補足ですが、この第1次まちづくり計画が策定されて以降、議員の御指摘のとおり自治法の改正がありましたので、法律によると市町村の基本構想に関する規定が削除されておいて、策定の義務づけが廃止となっているところではございますが、そういう法的な面からではなく、計画の基本姿勢からの必要最小限であっても、基本計画が1年で空白となることは避けなければならないという認識は持っておりますので、できるだけスケジュールどおりに進めていき、6月には御提案できればと考えているところでございます。

以上、前段のお答えとさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それでは、私のほうから地域おこし協力隊、この件につきましてお答えをさせていただきます。

議員さん御承知のとおり、28年度で協力隊というものが全員で5人配置しております。その内訳は、シイタケ生産、菌床シイタケの生産のほうに2人と、それから有機茶に1人、地域ブランド化に1人、それとやくろのほうに1人配置しておりますが、やくろのほうは自分で農業をやりたいということがありまして、この3月で退職されるということになっております。

今の4人と、来年29年度では菌床シイタケ、この生産をもっとやっていこうということがありますので、今エポックさんのほうに業務委託でコーディネート委託しておりますが、現在2人おります地域おこし協力隊と同じような業務についていただくために、2人の新しい協力隊を採用しようというふうに考えております。

全国的にも島根県内で見ても、いろいろ報道等でもあるとおり、議員さんが言われるようなことも起きておるのも事実であろうかと思いますが、吉賀町、特に産業課といたしまして議員さんが言われるような、ただ単に事務のために使うとかそういう考えはなく、あくまでこちらで生産をやっていただいて生計を立てていただくようなことを、3年間で学んでいただきたいということを主な目的で雇用をしておるといふふうに考えておりますので、御理解のほうお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

ここで10分間休憩し、再開します。10分間休憩します。

午後1時53分休憩

.....

午後2時03分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

29年度の一般会計予算の質疑を続行します。

質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。

歳入のほうでお聞きをいたします。

28ページの地方債の公共施設最適化事業債で、旧白谷小学校の解体事業の財源として2,200万円上がっておりますが、総務省の報道発表の資料によりますと、地方債の充当率が90%、現行75%から引き上げということと言われておりますが、この充当率についてと、それと、解体ですから、交付税の措置はないと思いますが、それがあつかないか。また、返済期間については何年になっているか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

これについては、充当率は90%です。

それで、交付税は、一般的な公共施設最適化事業債ですと30%あるんですけれども、解体はたしかなかったと思いますので、解体については交付税措置はないと思われま。

それから、償還年数、今、手元に資料がございませんので、また後で調べさせていただきたいと思。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。

30ページの吉賀高校支援対策事業費で、資料54ページですけれども、ここで通学費の補助というのは、どの項目に入ることになるのか。通信運搬費かどうかをお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

御指摘のとおり、通信運搬費572万3,000円の中に含まれております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 予算書の100ページのバス待合所施設整備工事のことですが、

187号線の待合所がちょっと今の現行より遠くになっていること、それから、学校より橋から遠くなっていること、場所もないかもしれませんが、それに伴いまして、駐車場、これには直接は関係ないんですが、その周辺の駐車場とかがなくなっていくというような関係で、その辺の計画を立てられるときに青写真といいますか、そういうことも考慮されたかどうか。停留所はしっかり離れていって、その辺にとめるところのないところでできていって、歩道も両側について、もしそれが車歩道が境界が分離されたような歩道がつかますと、車をとめるにしても、いろいろと狭くなる感じになるんじゃないかと思うんですが、その辺、計画を立てられるときにどうい

お考えがあったか、お聞きします。（「県道」「国道」と呼ぶ者あり）

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員、ちょっともう一遍。

○議員（7番 河村 隆行君） 済いません、訂正します。187じゃありません。新南陽津和野線でした。済いません。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 私のサイドの答えられる範囲でお答えをさせていただきますと思います。

新南陽津和野線の柿木工区内の交通安全事業の件だろうというふうを考えております。もともと跡地を利用いたしまして、工事が入る前に、商店街のところで空きスペースを使って駐車場を提供しておったところでございます。新しく事業が進んでいきまして、形ができ上がってきたところで、バス停の移転等もあり、それから、これまで使用しておりましたスペースも歩道となり、なかなか利用者の皆さん方には、車をとめるところがなくなってしまったというふうな意見も、私の耳にも入っているところでございます。

状況を受けまして、現在のところでは、空きスペースを有効に利用できるように、津和野土木事業所の担当者とともに、歩道の段の言ってみれば切り下げ、つまりは、空きスペースに1台でも2台でも車がとめるようなスペースができるようであれば、そこに対して歩道等の段切りをして、車がスムーズにそこへとめられるようなそういう措置を協議をしているところでございます。

基本的には、町営の駐車場が小学校の前でございますので、そういったところへとめていただくところが本意かとは思いますが、そうは言いますが、ちょっと商店街のところで用事があるとか、ほんのちょっと済ませたいという方にとっては、そういったスペースも必要ではなからうかというふうを考えております。

また、町内では、工事の進展に伴いまして、買収等により、店舗が移転をしたり、そういったところの空き地等も見えるところがございます。この空き地等についての有効利用をしてはどうかという御意見もいただいております。それにつきましては、今後、地主さんのほうと話を進められるようでありましたら、そういった部分も考えながら進めていければというふうには考えておるところでございますけれども、これ、私がお答えする範囲かどうかということもございまして、今、バス停の周りでの駐車スペースをとということでありましたら、確保できる部分については確保するようというところで、津和野土木事業所と協議をしているというところがございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 今、歩道橋等も工事が今から入って、あそこが大きくさま変わり

しますというか、何か変わってくると思うんですが、そうしたときに、停留所の問題とかも一緒にそういう計画の中に入っていたかというのもありまして、学校から遠くなるというのも、一つ何か気になることも。片一方と、2つの停留所が離れるような感じになると思うんですが、土地がないから、それは仕方ないのかもしれませんが、そういうことと、今の橋のあの辺の総合計画とか、写真をもってそれを計画されておったのかどうかというのをちょっとお聞きしておきたいと思ひまして。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 今現在、高津川にかかります相生橋の歩道橋の工事をしているところでございます。その前段では、夜打原相生線——町道でございますが、柿木の公民館、基幹集落センターがあるところから小学校、中学校の間を通り抜けまして山にぶつかるころまで、田村正人さんの自宅があるところまでというところが町道になっているところでございます。この道路につきましては、車歩道分離というところで、色分けによる車歩道分離、六日市の町の中がそうになっておりますけれども、そういった部分で工事を進めてまいりました。これにつきましては、一斉点検というところで、現在の相生橋の本体に歩道橋が1メートルほどついておりますけれども、それが非常に段があり、高齢者も歩くので危険だということの御指摘を受けたところで、こういった計画が持ち上がったところでございます。

その部分の総合的な考え方とその部分の考え方と、それから、新南陽津和野線の町の中、今現在、柿木庁舎がありますところまでのところをタッチしております部分の改良につきましては、言うてみれば、県の工事とそれから町の工事、町の計画と県の計画というところで、地図上ではリンクはしておりますけれども、総合的な計画の中ではリンクはしておりません。つまりは、町の中の計画につきましては県が作成をしておりますし、町道の歩道等の整備につきましては町が行っているということでございまして、十字路の相生橋を渡って、小学校側の前に信号のついた十字路がございますけれども、その辺の計画につきましては、津和野土木事業所と協議を行い、公安等の協議も行っているわけがございますけれども、バス停を含めた、いわば役場に寄ったほうの側の計画につきましては、津和野土木事業所が一括して計画をしているという関係で、この分については、お互いの工事は、正確に言うならば、リンクをしていないということで、計画が別々に立ち上がっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。

35ページの財産管理費の庁舎維持管理費で、真ん中らへんに改良工事費として庁舎の改修、吉賀町役場の改修が上がっております。これの各庁舎ごとの予定をする工事費について、それぞ

れ幾らになっているかということと、3月2日の全員協議会の説明資料の中にも、改修内容の中に、天井面のコンセント増設ということによってと言われておりますが、天井面のコンセントが要るということについてちょっとよくわかりませんので、その点についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

庁舎ごとの事業費ということですが、共通費なんかと一緒にしているんですけれども、直工ベースでお願いしたいと思いますが、本庁舎のほうが直工で1億1,708万円です。柿木庁舎のほうが6,112万3,000円で、それに共通費等が入ってきますので、全体で2億4,000万円強の金額になっています。

それから、天井のコンセントですけれども、多分、放送とかそういう感じじゃないかと思うんですが、ちょっと確認しますので、それについてはまた後でお答えしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 参考資料の94ページの下側に、町民体育館の整備設計委託料が上がっておりますが、町民体育館の床が相当傷んでおりまして、最近ではフットサルなども使われております。当初、体育館ができたころは、フットサル——サッカーですが、そういうようなのは想定がなかったと思うんですが、それから、運動会があるときも、屋内シューズがない方は、屋外のシューズを裏をちょっと洗われて中に入っているような状況も見受けられまして、相当床が傷んでおります。恐らく、私の解釈では、体育館ができて、床の張りかえというのは今までなかったような気がするんですが、床の張りかえについてのお考えはいかがでしょうか。お伺いします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 町民六日市体育館の整備の設計委託料ということでございますけれども、これにつきましては、トイレの関係で予算化をしております。

それで、今、議員が御指摘のありました町民体育館の床でございますけれども、これは確かにおっしゃられるとおりに、床が傷んでおるといふふうに思っております。私も、この1年間、教育委員会のほうへ変わりまして近くにおりますので、さまざまな方が町民体育館が借りに来られます。結構、夜に限らず、昼間も利用される方が多くて、皆さんに使っていただけることは本当にありがたいことだと思っておりますけれども、多くの方が使うということになりますと、やはり傷んでくるということがございます。御指摘のように、床につきましても再度調査をさせていただいて、また今後、修繕等についても検討していきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 予算書の57ページの放課後児童対策事業費についてお伺いいたします。

昨年度と今年度を比較しまして、かなりの増額になっているんですが、その中の事業委託料というのがふえていると思うんですが、これについてと。利用される児童数の数字がわかったら教えてほしいんですが、昨年とことし、比較して。参考資料にも書いてありますように、放課後や学校休校日の居場所づくりのをつくると。7カ所で健全育成活動を行うという事業で、本当に子育てのサポートをしていくのに助かっていると思われるんですが、その中で、昨年は15名の委託職員の方をお願いすると。ことしは、説明では、2人ふえて17人分と言われたんですが、それと、臨時の雇用もふえているような気もするんですが、その辺の人数と今の事業委託料についてお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） まず、前段の委託料のほうのことについてお答えをいたします。

006の放課後児童対策事業費、全体で申し上げますと3,700万円になります。実は、本来、直営で全て持っておったんですけども、小学校6年生まで利用してもいいという国の方針が出て、そのことによりまして、利用者数が一気にふえてきました。したがって、新たに六日市保育所と七光保育所に委託を開始したことによりまして、今の明細で申しますと、006の一番最初にあります放課後児童クラブ職員報酬1,729万2,000円、これと、下から6行目にあります事業委託料1,144万2,000円、これが本来の全て7カ所のいわゆる稼働する人件費というふうにお考えをいただいたらというふうに思います。

内容を申し上げますと、蔵木小学校の放課後児童クラブ室、それから、六日市の吉賀町営プール内、それから、六日市保育所に新たに委託を始めました。それから、朝倉のふれあい交流館、それから、七日市のデイサービスセンター2階の児童クラブ室、それから、七光保育所に新たに29年度から委託をする予定にしております。それから、柿木第一、柿木小学校敷地内放課後児童クラブ、それから、柿木第二、これは民間の方の車庫の2階を改造してお借りしております。

利用数ですけども、登録数です、利用数といいますよりも。平成27年度が176名、平成28年度が少し減りまして158名でした。平成29年度は、現在予定されている人数が185名ですから、過去で最大の利用人数が来年度は予定をされているというところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 濟いませぬ。77ページの畜産業振興事業費ですか。牛って昨年度よりかなり減額になっているんですが、昨年度の実績どうだったのかと思ひまして、それと、

もうちょっと牛を本当しっかりと推進していくべきじゃないかと思うんですが、有機農業と申しますと、やはり牛と切り離せないのではないかと申しておりますが、有機農業の宣伝と申しますか、牛を飼うというその辺のもう一つの宣伝になるんじゃないかと思っております。

それから、事業費にしても、ことしは3頭と言われて45万円と、去年は4つで135万円ですか。それで、何で数字が変わったか、その辺の根拠とお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

今の御質問があったのは、優良基礎牛の導入のことでございますね。

予算上の減でございますが、3月補正予算で計上させてもらっていたしておりますが、28年度予算が全部で9頭分上げておったわけですよ。新規に28年度で取り組んでみたいという方がおられましたんで、その6頭分も28年度当初予算で上げておりましたが、それについては、新規就農を今の時点ではされないということで落としたという御説明をさせてもらったとは思いますが、実際、28年度でも、この補助金につきましては、活用される方は今のところおられないというふうに考えております。

ただ、29年度の新年度予算では、一応、そういう方がおられたらいいので、3頭分45万円を計上をしておるのが予算上でございます。

畜産振興をしたらということなんですが、今はなかなか、御質問のあれはわかるんですが、なかなか産業課としても「それじゃあ、畜産を始めてみませんか」というお誘いまでするに至っていないということが現状でございます。済いません。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 今の牛ですが、放し飼いと申しますか、例えば、大野原の運動公園の上のほうに放すとか、そういう放し飼いと、観光ということではないんですが、今の有機農業とか、いろんな兼ね合いで放し飼いででもやってみるとか、そんな計画もありませんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

現状では、そういう計画はございません。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 畜産につきましては、今、和牛は特に子牛の単価が非常に高うございまして、90万円ぐらいするわけですよ。それを育ててということ、安くて60万円ぐらい。それを1頭、2頭ぐらいのことではとてもやれませんし、乳牛についても、以前、廃棄物等を処理したりする会社の方が、林間放牧というのを京都の丹後のほうでやっておられて、その牛乳を京

都の伊勢丹のほうへ高価な値段で出しておられるということなんで、抜月のクリ園等が荒れておるんで、一時、何頭か牛を入れてやられた方もいらっしゃるんですけども、牛を飼うということは、生き物でございますし、やられる方があれば国の助成事業もありますし、また、補助裏等は町で幾らかは助成をしているんですけども、なかなか大変で、この中でも皆さん方の中にも、昔は牛を飼っていた家があると思いますけれども、なぜやめられたかということは自分自身でおわかりになるんじゃないかなろうかと思えますけど、やはり大変厳しい、生き物を飼うのは、それも、大きな大型家畜でございますので、なかなか難しいんじゃないかなろうかと。やられる方がいらっしゃれば、当然、支援はしていこうというように思います。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 確かに、本当に厳しいと思うんですが、有害鳥獣の被害とかがかなり出て、いろんな対策を立てても、なかなか目に見えた効果も出てきませんし、そうした中で、牛を放牧して、それで有害鳥獣の被害が減るとかということもわかりませんが、一つの手段としてそういうことも取り組んでみたら、いろんな意味でいいんじゃないかと思ひまして、どこか1カ所でもモデルでやってみたらと、そういう思いも持っていないかというのをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

議員が言われるとおりに、牛の放牧によりまして獣被害、これの効果はないとは言えない、多少あろうかというふうに原課としても考えております。

町長が申しましたとおりに、やってみたいという方なり、組織なりがありましたら、それについては、当然、御支援をさせていただきたいと思ひますし、島根県のほうでも、水田放牧——水田に牛を放すという政策を始めていこうという話もされておられます。ただ、それが吉賀町の地域に合っておるかどうかというのは、ちょっと疑問なところもあろうかと思ひますが、いずれにしても、そういう方がおられましたら、一緒に御相談に乗って進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、きょうのところはこれで質疑は終了して、日程第9の議案第35号平成29年度一般会計予算の質疑は保留しておきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会とします。

散会します。

午後 2 時36分散会
